アルバイト リフレッシュ休暇規程

株式会社 KPMG Ignition Tokyo

第1条 (目的)

この規程は、株式会社KPMG Ignition Tokyo(以下「会社」という)において、アルバイト就業規則第39条の規定に基づき、リフレッシュ休暇について定めたものである。

第2条 (実施の目的)

リフレッシュ休暇は、アルバイトの肉体的・精神的疲労回復手段の一環として 与える休暇であり、使用目的を問わない。

第3条 (実施方法等)

契約期間の長さに応じて、以下のようにリフレッシュ休暇を付与する。

6ヶ月超 2日

1ヶ月超、6ヶ月以下 1日

1ヶ月以下 付与しない

2. 週の所定労働日数が少ないアルバイトは(週30時間未満)は、リフレッシュ休暇の日数が案分されるものとする。

第4条 (繰越、振替)

リフレッシュ休暇は契約期間内に使用することとする。

第5条 (取得の単位)

リフレッシュ休暇の取得は、原則として1日単位とする。

第6条 (給与の取り扱い)

リフレッシュ休暇は有給とする。

第7条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則 本規程は、2021年4月1日より施行する。